

青森県長期優良住宅建築等計画認定等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号）及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画及び長期優良住宅維持保全計画（以下、「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質法」という。）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号）において使用する用語の例による。

(認定申請書の添付図書)

第3条 施行規則第2条第1項の規定に基づき所管行政庁が必要と認める図書は、次のとおりとする。ただし、住宅品質法第6条の2第5項に規定する住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しを添える場合は、第4号から第6号までの書類の添付は不要とする。

- 一 維持保全計画書（第1号様式）
- 二 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定による届出が必要である場合にあっては、当該届出に関する適合通知書
- 三 青森県景観条例（平成8年3月青森県条例第2号）第10条第1項の規定による大規模行為の届出が必要である場合にあっては、青森県景観条例施行規則（平成8年3月青森県規則第43号）第6条第1項の規定による大規模行為に係る適合の通知書
- 四 建築をしようとする住宅が、登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する場合又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む場合にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- 五 建築をしようとする住宅が、住宅である認証型式住宅部分等である場合又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む場合にあっては、型式住宅部分等製造者認証書の写し
- 六 登録試験機関が行う特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定（以下「試験等」という。）を受けた場合にあっては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書

(所管行政庁が不要と認める図書)

第4条 施行規則第2条第3項の規定に基づき所管行政庁が不要と認める図書は、次に掲げる事項を明示することを要しないものとする。ことにより、図書に明示すべき事項のすべてについて明示することを要しないときは、当該図書とする。

- 一 前条第4号に掲げる住宅型式性能認定書の写しを添付する場合にあっては、当該住宅型式性能認定書において、住宅性能評価（登録住宅型式性能認定等機関が行う技術的審査を含む。以下同じ。）の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの
- 二 前条第5号に掲げる型式住宅部分等製造者認証書の写しを添付する場合にあっては、当該型式住宅部分等製造者認証書において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたもの

(認定しない旨の通知)

第5条 地域県民局長は、認定の申請に係る長期優良住宅建築等計画等が、法第6条に規定する認定基準に適合しないと認めるときは、認定しない旨の通知書（第2号様式）により認定しない旨を申請者に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第6条 地域県民局長は、長期優良住宅建築等計画等の認定の申請を行った者が当該申請を取り下げようとするときは、取下書（第3号様式）を提出させるものとする。

(記載事項等の変更)

第7条 長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた者は、施行規則第7条に規定する軽微な変更をしようとする場合において、記載事項等変更届（第4号様式）を地域県民局長に提出するものとする。

(建築完了の報告)

第8条 地域県民局長は、認定計画実施者に対して、認定長期優良住宅の建築の完了後速やかに、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築が完了した旨の報告書（第5号様式）により、その旨を報告するよう求めるものとする。

(書類の様式)

第9条 次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによる。

- 一 法第14条第1項第2号の規定による認定長期優良住宅建築等計画等に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書 第6号様式
- 二 法第14条第1項の規定による認定取消通知書 第7号様式

附 則

この要綱は、平成 21 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。